
平成26年 第3回(定例)由布市議会会議録(第5日)

平成26年9月9日(火曜日)

議事日程(第5号)

平成26年9月9日 午前10時00分開議

- 日程第1 報告第12号 由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告について
- 日程第2 報告第13号 平成25年度決算における健全化判断比率について
- 日程第3 報告第14号 平成25年度決算における資金不足比率について
- 日程第4 報告第15号 専決処分の報告について
- 日程第5 報告第16号 専決処分の報告について
- 日程第6 報告第17号 平成26年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価(平成25年度対象)報告について
- 日程第7 報告第18号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第8 認定第1号 平成25年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第2号 平成25年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第10 議案第62号 県営圃場整備事業の損失補償について
- 日程第11 議案第63号 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第64号 由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第13 議案第65号 由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第14 議案第66号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第67号 由布市職員定数条例の一部改正について
- 日程第16 議案第68号 平成26年度由布市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第69号 平成26年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第70号 平成26年度由布市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第71号 平成26年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第72号 平成26年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

- 日程第21 議案第73号 平成26年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第22 議案第74号 平成26年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 報告第12号 由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告について
日程第2 報告第13号 平成25年度決算における健全化判断比率について
日程第3 報告第14号 平成25年度決算における資金不足比率について
日程第4 報告第15号 専決処分の報告について
日程第5 報告第16号 専決処分の報告について
日程第6 報告第17号 平成26年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価（平成25年度対象）報告について
日程第7 報告第18号 例月出納検査の結果に関する報告について
日程第8 認定第1号 平成25年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について
日程第9 認定第2号 平成25年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
日程第10 議案第62号 県営圃場整備事業の損失補償について
日程第11 議案第63号 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第12 議案第64号 由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第13 議案第65号 由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第14 議案第66号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第15 議案第67号 由布市職員定数条例の一部改正について
日程第16 議案第68号 平成26年度由布市一般会計補正予算（第2号）
日程第17 議案第69号 平成26年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第18 議案第70号 平成26年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第19 議案第71号 平成26年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第20 議案第72号 平成26年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第21 議案第73号 平成26年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第22 議案第74号 平成26年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）

出席議員（21名）

1 番 太田洋一郎君	2 番 野上 安一君
3 番 加藤 幸雄君	4 番 工藤 俊次君
5 番 鷺野 弘一君	6 番 廣末 英徳君
7 番 甲斐 裕一君	8 番 長谷川建策君
9 番 二ノ宮健治君	10番 小林華弥子君
11番 新井 一徳君	12番 佐藤 郁夫君
13番 佐藤 友信君	14番 溝口 泰章君
15番 淵野けさ子君	16番 佐藤 人已君
17番 田中真理子君	18番 利光 直人君
19番 生野 征平君	20番 太田 正美君
21番 工藤 安雄君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 秋吉 孝治君	書記 江藤 尚人君
書記 三重野鎌太郎君	

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	首藤 奉文君	副市長 ……………	島津 義信君
教育長 ……………	清永 直孝君	総務部長 ……………	相馬 尊重君
総務課長 ……………	梅尾 英俊君	財政課長 ……………	御手洗祐次君
総合政策課長 ……………	溝口 隆信君	契約管理課長 ……………	衛藤 公治君
会計管理者 ……………	森山 金次君	産業建設部長 ……………	生野 重雄君
農政課長 ……………	伊藤 博通君	建設課長 ……………	平松 康典君
健康福祉事務所長 ……………	衛藤 哲雄君	子育て支援課長 ……………	小野 啓典君
健康増進課長 ……………	河野 尚登君	環境商工観光部長 ……………	平井 俊文君
環境課長 ……………	森山 徳章君	商工観光課長 ……………	佐藤 眞二君

挾間振興局長	……………	柚野 武裕君	庄内振興局長	……………	生野 隆司君
湯布院振興局長	……………	加藤 勝美君	湯布院地域振興課長	……………	加藤 裕三君
教育次長	……………	日野 正彦君	教育総務課長	……………	安倍 文弘君
学校教育課長	……………	奈須 千明君	社会教育課長	……………	後藤 幸治君
消防長	……………	甲斐 忠君	消防本部総務課長	……………	大久保 篤君
教育委員長	……………	八川 徹君			

午前10時00分開議

○議長（工藤 安雄君） 皆さん、おはようございます。

議員及び市長はじめ執行部各位には、本日もよろしくお願ひ申し上げます。

ただいまの出席議員数は21人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。執行部より市長、副市長、教育長、各部長、関係課長及び教育委員長の出席を求めています。

本日の議事日程はお手元に配付の議事日程第5号により行います。

これより各議案の質疑を行います。発言につきましては、日程に従い、議案ごとに通告書の提出順に許可をしますが、会議規則及び申し合わせ事項を遵守の上、質疑、答弁とも簡潔にお願いいたします。

なお、自己の所属する常任委員会に関する事項については所属委員会でお願ひいたします。

日程第1. 報告第12号

日程第2. 報告第13号

日程第3. 報告第14号

日程第4. 報告第15号

日程第5. 報告第16号

○議長（工藤 安雄君） まず、日程第1、報告第12号由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告についてから、日程第5、報告第16号専決処分の報告についてまで質疑の通告はありませんので、これで質疑を終わります。

日程第6. 報告第17号

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第6、報告第17号平成26年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価（平成25年度対象）報告についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので発言を許します。17番、田中真理子さん。

○議員（17番 田中真理子君） それでは報告第17号についてお伺いをいたします。

この評価の中で、10ページの確かな学力の育成と次のページの特別支援教育の充実についてお伺いをいたします。

それぞれ目的は違いますが、学力向上支援教諭は5人、挾間、由布川、由布院、東庄内、西庄内、各1人ずつ置いております。

それと、小学校特別支援員は小学校に校務員さんを含めて14人ですか。それと中学校2人と、幼稚園の4人です。

そして、評価についてですが、学力向上は調査結果に結びついていないと。それから特別支援教育については活動報告書から手一杯の感じがあると評価をしております。この2つ、うまく運用されているのかどうかと、人員配置等について少し改善すべき点があるのではないかと思います。

由布川、それから挾間、由布院、3人おりますが、学力向上についても、3人いるから学力向上につながるとか、つながらないとかじゃないんですが、この辺の人員の配置などについて、改善すべき点があるのではないのでしょうか。その点をお伺いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 教育委員長。

○教育委員長（八川 徹君） 17番、田中真理子議員の御質問にお答えします。

まず、学力向上の取り組みについては、1学期は学習規律の構築、2学期は授業改善、3学期は補充学習と、力点を置いて、どの学校も取り組んでいるところです。

その中で、2学期の授業改善は県からの加配である学力向上支援教員や習熟度別指導推進教員等が授業を公開して、モデルを見せたり、夏季休業中に教員を集めて教材研究をしたり、さらに一人一人の授業を観察しに行ったりすることで、教員自身の授業改善の取り組みを行政、それから学校一体となって由布市全体で支援をしています。

このことは、小規模校が多い由布市の現状において、授業の研究を複数人で共同して行うために効果があると考えています。実際に教職員も手応えを感じ始めています。

また、由布市独自でも学力向上支援推進事業として挾間、由布川、由布院、東庄内、西庄内の各小学校に学力支援教員を配置しています。この教員の活用については、主体を学校に置いておりますが、主に習熟度別授業やTTの授業に支援を行っています。

この習熟度別の指導については、主として算数、数学で行われておりまして、基礎的な力を養う上で一定の成果を上げています。実際、各種調査でも習熟度別の授業を取り入れられた学年はよい結果に結びついています。

今後も学力支援の教員は、由布市の中でも比較的規模の大きな学校に配置し、習熟度別の指導が充実するよう予算措置をお願いしたところであります。

しかし、こういった授業改善の取り組みは、時間をかけて少しずつ身を結ぶものでありまして、特に難しいのが国語で、この部分は、今、行っている取り組みだけではなかなか難しく、低学年から意図的、組織的に取り組むことが大切です。

そこが、本報告書に記載の結果に結びついてないという部分です。今後とも調査結果から、つけなければいけない力を焦点化し、算数や数学のように丁寧な取り組みを進めてきたいと考えています。

次に特別支援教育については、小学校21名、うち校務員兼任が13名でございます。中学校2名、幼稚園4名を市独自の支援教員として配置しています。このことについては、学校からの要望に応じて、支援が必要な子どもがいたら、そこに配置するといったことで対応してまいりました。

以前は、本来、特別支援学級に所属するべき子どもが、保護者の理解や特別支援学級自体の未設置によりうまく対応できていなかったということがありました。しかし、3年ほど前から取り組みが進み、特別支援学級数も小学校13学級、中学校5学級となりました。

したがいまして、特別支援員の配置については、年度ごとに、学校ごとに、どのくらい支援が必要な子どもがいるのか、正確に情報を把握し、特別支援学級の設置と必要な特別支援員の数と配置を精査し直す必要があるということになります。

いずれにしても、由布市はこの面で厚い支援をいただいておりますことに感謝申し上げて、さらに継続してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 田中真理子さん。

○議員（17番 田中真理子君） ありがとうございます。

この支援については、今後、引き続いてよろしくお願ひしたいと思います。

学力向上支援員のあれですけど、例えば、今のような取り組みをしてるのはわかるんですが、例えば3人いたら、1年生、カリキュラムあると思うんですけど、その3人の先生が担任以外にやはり1年生の教室にいたり、2年生の教室にいたり、3年生の教室行ったりしながら、指導してるんですか。

○議長（工藤 安雄君） 教育委員長。

○教育委員長（八川 徹君） 実務についてはそういった形で、学年をわたりながらやっているという実態です。

○議長（工藤 安雄君） 田中真理子さん。

○議員（17番 田中真理子君） そうしますと500人の単位の狭間小学校とか、由布川小学校とかになると、それで足りるのかなという、ちょっと懸念はしております。

私もやはり1年生から3年生までの基礎の授業、大変、重要だと思うんです。そこをきちっと押さえていると、中学年、高学年になっても、スムーズに入っていけるかなというふうに思います。

孫の、いろんな勉強を見ていると、結構、掛け算、それからすぐ割り算にいたりして、結構早いです。だから、常に、そういう状況を見てないと、ついていってるかなという気はあるんですよね。そのあたりで、今後、それぞれの小学校で、予算も伴うんですけれども、できるだけそういった面にも力を今後入れてほしいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。あとはいいです。

○議長（工藤 安雄君） これで質疑を終わります。

日程第7. 報告第18号

日程第8. 認定第1号

日程第9. 認定第2号

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第7、報告第18号例月出納検査の結果に関する報告についてから、日程第9、認定第2号平成25年度由布市水道事業会計収支決算の認定についてまで質疑の通告はありませんので、これで質疑を終わります。

日程第10. 議案第62号

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第10、議案第62号県営圃場整備事業の損失補償についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので順次、発言を許します。

まず14番、溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） 県営圃場整備事業の損失補償でございますけれども、もちろん損失補償契約ということですので、農協への補償は履行しなければなりません。しかし、この事業による受益者の一部がこのまま負担することなく、市の損失補償によってピリオドを打ってしまうということは公平、公正、そういう面から市民、とりわけ他の地域で圃場整備による費用を負担済みの方々に理解は得るできません。

この損失補償の後、本来、この事業受益者の負担すべき補償金をどのように回収するのか、そのスケジュール、そしてまた未回収となった際の、あり得ることです、そのまま終わってしまうようになってしまった際の責任は、誰がどのように負うのかを具体的に示していただきたいと思っております。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（伊藤 博通君） 農政課長です。お答えいたします。まず、この今回の事案に対しま

すところの受益者の公平性というものにつきましては、私どもも大変重い問題だというふうに考えております。その公平性を維持していくためにも未回収者に対しまして、回収に努めてまいり所存でございます。

まず、その当面のスケジュールといたしましてでございますが、それぞれの未回収者、それぞれの方々の調査をまず当面、行っていきたくと。そして、その未回収者ごとに、個人ごとにファイルを作成いたします。このファイルにおきまして、その対象となります土地の情報、それから、もし、お亡くなりになっている方に関しましては相続、それから転出者につきましては転出先等々のそういう詳細な情報を記載をし、それぞれの個人ごとのファイルを完備、まず、していきたくと。そして、その準備が整い次第、個別の訪問、個別回収に移ってまいりたいと。

そのファイルの作成につきましては、当然、全部の作成を見てますと時間がかかり過ぎますので、でき上がった順にあわせて、順次、回収に努めていきたくというふうに考えているところでございます。

その期間についてでございますが、このような事務処理、そして、相手との交渉などによりまして、不測の事態というものが想定されると思います。大変、恐縮でございますが、今、この場におきましての期間的な面につきましての言明は大変申しわけございませんが、御容赦をお願いしたいと考えております。

それからまず、この回収業務につきまして、私ども、農政課のほうで、農政課の所管業務というふうな位置づけをいたしまして、私どものほうで取り扱っていきたくというふうに考えているところでございます。

また、先ほども申し上げましたいろんな不測の事態、法的な事案などなどが発生をいたしますときには、関係課、並びに顧問の弁護士先生等々と協議、相談をしながら回収のほうに努めてまいりたいというふうな覚悟を持って臨むつもりでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） 覚悟のほどはわかります。しかし、払わぬままに時間が継続していわゆる時効というものを云々しだしたときに、一番問題になると思います。

それをどのように考えて、どのように時効に対する処置をとっていくのか、そのあたりの具体的手法まで、ちょっと教えていただきたいと思ひます。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（伊藤 博通君） お答えいたします。まだ、具体的な手法と申しまして、今、私どもが当面考えている手法といたしましては、とにかくその時効など、そういった面が想定される場合には、至急に個別訪問を繰り返し行い、その滞納者の方とじかに協議を行い回収に努めていきたくというふうなことを考えているところでございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） だから、つくっちゃいけない期限を設けることなく続けていく覚悟があるのかを聞いておるわけです。そこをきちっと、我々に、今、この場で示してください。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（伊藤 博通君） お答えいたします。まず、この課題の重要性は私ども十分認識をしておるところでございます。先ほども申し上げましたように、不測の事態等々が考えられます。そして私ども、農政課の所管業務というふうに位置づけまして取り組む所存でございます。

その業務につきまして、まず、期間につきましては、先ほども申し上げましたとおり、いつまでということも、また不測の事態、それから相手の調査などがございまして、ちょっとこの場では申し上げられませんが、いつまでかかってもというような感じで、農政課の業務、また引継ぎ業務といたしまして、また数年かかるかもしれませんが、回収のほうに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 産業建設部長。

○産業建設部長（生野 重雄君） 産業建設部長です。今、時効というお話がありましたが、時効はないと考えております。というのが、債権者が実際のこの滞納した方たちじゃなくて、時の世話役の方が実際の契約上の債権者ですから、この実際の滞納者の方にはある程度お願いという形で、期限はないという形で当たっていくことになろうかと思っております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 次に、17番、田中真理子さん。

○議員（17番 田中真理子君） 今、溝口さんが質問しましたが、この間の全協で、一応、支払についての説明はありました。合併前は旧挾間町の担当係で請求書を発送したと。合併後は市とJAで情報交換し、請求書はJAから滞納者に発送したというふうにあります。

その請求書を発送した後の、その取り立てというんですか、そういったものの内容はどういったふうに努力をしたのかを伺いたいと思います。私、双方に、もし、していなければ、やはり双方に責任があるのではないかなと思います。

19年3月の庄内町であったとき、少しこれ、金額はかなり違うんですけど、議事録を見ました。そのときは、こげついた人はいるが、農協のほうで努力して回収し頑張っているという答えを、そのときの課長さんがしております。

今度、少し金額が大きいんですけど、そういった努力を農協さんがしてるのかどうか。今、取り立ては、請求書は、最後、JAから滞納者に発送したとありながら、今後の請求については市

がするというふうに、今、聞いたんですけど、その辺ちょっと、今、私、頭の中で混乱しております。

それと、もう1点はその支払期日がいつなのか。それまでに支払えば、残金のみで、今、約定利息を払って2,231万円ですが、その利息を払わずに1,600万円ぐらいでいいのかな。その辺について、ちょっとお伺いをいたします。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（伊藤 博通君） 農政課長です。お答えをいたします。

まず、最初の御質問でございます請求書を農協さんが請求するのみで云々ということですが、以前、私ども農政課といたしましては、農協のほうに共に個別訪問を行い、滞納に努力をしていきたいと思いますという話を持ちかけた経緯がございます。

そのときの農協さんの態度といたしましては、そういうことはしないというお断りをされたわけですが、請求書を滞納者宛てに送付を定期的に行ってきたということ自体が請求業務に該当するというふうに、私どもは思っております。

それから、支払い期日がいつなのかということですが、まず、旧挾間町と旧挾間町農協との間で交わしました農林漁業資金損失補償契約の中に最終償還期限到来後、10カ月を経過した後、挾間町農協の指示するところに従い、損失額を旧挾間町は挾間町農協に補償するという契約条項がございます。

その文面に基づいて、元金、それから約定利息、そしてこの中には延滞利息も含まれてはおりますけれども、昨年来の、相手との交渉によりまして延滞利息を免除するというので、今回につきましては、元金、それと約定利息のみという請求内容になってございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 田中真理子さん。

○議員（17番 田中真理子君） もう一度、その最終期限到来後、10カ月後というのはわかるんですが、その最終期限はいつですか。それを教えてください。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（伊藤 博通君） お答えいたします。もう最終期限が昨年の、最終期限到来後、十月を経過して、昨年の9月に大分県農協の代理人のほうから由布市のほうに請求が上がったところでございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 田中真理子さん。

○議員（17番 田中真理子君） そうしますと、今の2,231万円はもう絶対に譲れないと、農協さんは。何というのか、個別訪問にも行きましようと言って行ってないとか、少しちょっと

いろんな手続き等を考えたらずさんというか、余り雑すぎるのではないかなと思うんです。

これ、今度、立てかえて払うにしても、これまで支払いが済んでいる農家やら圃場整備のために、今後、土地利用をできなくて困っている農家さん等もおるんですが、先ほど言いましたように支払い義務について十分協議していかないと悪いと思うんですけれども、これにかかわっている農家の皆さん、こういった話を知っていますでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（伊藤 博通君） お答えをいたします。まだ、議員の皆様方におきまして、全員協議会等々で御説明を申し上げ、本議会に御提案をさせていただきました。今後、また、何らかの方法で、市民の皆様方のほうにお知らせをしなければというふうに考えております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 産業建設部長。

○産業建設部長（生野 重雄君） 産業建設部長です。確かに、農協さんがそれなりの請求行為をしたかという、今の話ですと、そのような状況でございます。ただ、その契約書の中にひらくちで言うと農協なりがそういう請求行為をしなくても、そういう補償が出た場合は町が補償しますという契約になっている。思いは議員と本当、一緒なんですけれど。今、私なんかは契約書に基づいて、事務をさせていただいているってことで思いは全く一緒でございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） これで質疑を終わります。

日程第 1 1. 議案第 6 3 号

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第 1 1、議案第 6 3 号由布市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので発言を許します。17番、田中真理子さん。

○議員（17番 田中真理子君） お伺いをいたします。まだ、十分読み込めてないので、少しわからない部分があるんですが、教育民生にいたときの25年6月20日にもらった資料の中に、少し、ちょっとわからないところが、これと照らし合わせたときにあったのでお伺いをいたします。

3歳から小学校就学前の子どもに対しての学校教育、それから0歳から小学校就学前の保育を必要とする子どもに対しての保育。0歳から2歳まで保育のみと、そういうふうになっていたんですが、この学校教育と保育教育の基準ですね。何回か、もらった資料を読み返してますと、ネックになるのは3歳のところにあるのかなと思って、その3歳を境に学校教育と保育とに分かれているのかなと思ったんですが、この辺についてどういうふうに解釈をしたらいいのか教えてく

ださい。

それからこれがいつから運用されて、市内には希望する施設、事業所が今のところあるのでしょうか。その2点お伺いします。

○議長（工藤 安雄君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小野 啓典君） 子育て支援課長です。お答えいたします。

まず、質問の中に0歳から小学校就学前児童、2号となっておりますけども、これは3歳から就学前児童ということで、2号認定として捉えていただきたいと思います。

まず、保育所、それから幼稚園、認定子ども園の施設給付型の施設の運営基準等の認可基準につきましても、これは許認可の権限がございます県のほうで条例として制定されるようになります。それにつきましては、ただいま9月の県議会のほうに提出をいたしておりますので、内容といたしましては、国から示された基準どおりにほぼ条例化されるのではないかと考えてございます。

市におきましては、県の認可を受けた事業所につきましても、市の条例で定める運営に関する基準を満たしているか、それから今後、施設から特定教育保育施設等の確認申請書が提出されますので、申請書で給付内容を確認するというようなことになろうかと思っております。

次に、この条例の運用についての質問でございますけれども、法の施行の日から施行するというところでございますけれども、国のほうが今後、政令を定めてまいりますので、今のところは平成27年4月1日からということで、少子化担当大臣が申しているということで御理解いただければと思います。

また、市内に希望する施設、事業所につきましては、由布市では公立幼稚園と私立の保育園しか存在していませんが、今回、公立幼稚園につきましては、制度から除外されておりますので、実際には市内の8保育所が、今後、どうなっていくかということでございます。

由布市の保育所の園長会では、認定子ども園への移行につきましては、まず、教育部分、3歳以上の教育部分について、1号認定になるんですけれども、まず、子どもたちの認定、児童の確保という問題が生じてきます。

それから保育料の金額、それに消費税10%ということもございますので、国の財政支援等の課題が解決されるまでは慎重に対応していきたいということから、平成27年度は保育所としてスタートしていきたいということで考えております。条件が整い次第、認定子ども園へとということで考えているということでございます。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） これで質疑を終わります。

日程第12. 議案第64号

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第12、議案第64号由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を許します。17番、田中真理子さん。

○議員（17番 田中真理子君） これで、一番気になるところが小規模とか家庭的保育とかになりますと、それぞれの家庭で食事ができる、食事をさせることができるようになってはいるんですが、その食事について、5人以下とかになった場合に、調理の設備について、少しどういふふうにしたらいいのかなと思います。

それで、施設の場合はいいと思いますし、よその施設から委託してもらう場合はいいんですけど、自分ところの自宅とかになった場合にどうなるのかなというのがちょっと気になります。

それと、居宅訪問型保育ですが、一瞬、ベビーシッターかなと思ったんですが、これは障がいがある子どもたちに対して、夜とかに、昼間とか見てもらいたいというときに、その家に行っ
て見るという内容ですね。

ベビーシッターとなると、この間ちょっと事件があったみたいに、サイトで見てもらって、そこで事件が起きたということがありますが、こういう可能性、これはないと思うんですけども、そういったあたりについて、厳しい許可があるのかどうか、そのあたりについてお伺いします。

○議長（工藤 安雄君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小野 啓典君） 子育て支援課長です。お答えいたします。

まず、第16条の家庭的保育事業ということなんですけれども、まず、自分の園で調理するということが前提にやっております。これ、自園調理を基本としておりますけれども、通常のキッチン設備をもとに定員に応じた設備内容ということなんですけれども。

それともう1つ、17条の規定によりまして、特例で連携施設や同一系列法人が運営する小規模保育等から搬入する場合につきましては、提供に当たりまして必要な加熱、保存、それから配膳等の調理機能を備えておればよいということでございます。自園で調理をする場合につきましては、栄養士の必要はありませんけれども、調理員の配置と食中毒の防止等を考慮して、衛生面に配慮する必要があります。

また、建築基準法に基づく耐火構造と消火器等の設備が必要となるということでございますけれども、居宅訪問型の保育につきましては基準がございませんので、小規模の家庭的保育につきましては、一応、認可保育所の基準に準じてお願いできればということで、今のところ考えております。

次に、居宅訪問型保育についてでございますけれども、39条の規定に基づく特別なケアが必

要な子どもの保育や保護者の夜間勤務等に対応する保育を提供するということになりますけれども、資格につきましては、県や市が行う必要な研修を修了し、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めた者ということになります。

そうした場合に、保育士または大体、看護師等の資格を有するというので、全てのベビーシッターが該当するというようなことではございません。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 田中真理子さん。

○議員（17番 田中真理子君） これからだと思えますけれど、結構、やはりこういう保育者になったり、こういった業務に就く人にはかなり厳しいあれがあると思うんです。

また厳しくない、子どもを預かって面倒をみるにはなかなかできないことだと思います。そのとき、この市の認可事業として行う場合も、一応、県までの許可が要るんですか。いろいろな検査とかするんですか。そういった基準をちゃんと、きちっとしておかないと許可はできないということですよ。

○議長（工藤 安雄君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小野 啓典君） 議員さんの御質問のとおりなんですけれども、一応市町村で認可基準を設けますので、それも続きまして、やはり検査するような形になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） これで質疑を終わります。

日程第13. 議案第65号

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第13、議案第65号由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので発言を許します。17番、田中真理子さん。

○議員（17番 田中真理子君） たびたび済みません。これですけど、これは子ども子育て関連3法の制定によって基準を定めるものと理解しております。これまで放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例がなかったと解釈をしてよろしいのでしょうか。

それと、もう1つは大きく変わった点を少し説明してください。

○議長（工藤 安雄君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小野 啓典君） 子育て支援課長です。お答えいたします。

まず、これまでの放課後児童健全育成事業につきましては、平成19年に国が定めたガイドラインによりまして運営されておりました。

昨年の、25年の11月に、より適切な運営をお願いしたいということで、由布市といたしま

して設置運営マニュアルと安全対策危機管理マニュアルを策定いたしまして、これまでは条例としてはございませんでした。

今回の子ども子育て関連3法の施行に伴いまして、市町村が設備や運営に関する基準を条例で定めるということになったわけでございます。大きく変わったところにつきましては、まず対象年齢が、おおむね10歳未満の小学生ということでございました。大体、低学年ということでございますけれども、それが留守家庭の小学生ということで小学校6年生まで拡大されました。それから、指導員につきましては児童クラブごとに2名以上、そのうち1人は基準に基づく有資格者でなければならないということになりました。それから、児童クラブの定数につきましては、おおむね40人以下と定めております。

しかしながら、現在80人いる児童クラブもありますので、市の状況、現状を考慮いたしまして、早い段階で定数に近づけ、是正を図ることを目標としまして、経過措置として当分の間、努力義務としております。

それから、放課後児童健全育成事業者は児童福祉法に規定する運営適正化委員会が行う利用者等からの苦情等の調査にできる限り協力しなければならないというような項目が追加されましたところが大きく変わったところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 田中真理子さん。

○議員（17番 田中真理子君） ありがとうございます。当然、40人が70人に、マニュアルにもそう書いてありましたけれど、なった場合は面積とかもそれに合わせなければならないと思うんです。それはそれでいいですか。はい、わかりました。

恐らく、留守家庭の小学6年生までだったら、かなり増えるんじゃないかなと思います。今後、二ノ宮議員も言っていましたけれど、夏休みとか休みのときだけの児童クラブじゃなくて、挟間小学校にもいづれこの放課後児童クラブ、必要になってくるかと思っておりますので、その辺の指導はよろしく願いをいたします。

そして、資格ですけど、最低、その資格は今、言ったようなことを、例えば、大学で幼稚園教諭の免許とか取るんじゃないかと、普通の高校を出て、県とかそういった研修を受ければ、この指導者になれるか、普通の人でも。

○議長（工藤 安雄君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小野 啓典君） 子育て支援課長です。お答えいたします。

今、高校生ということでございましたけれども、一応、基準の中に高校卒であって、2年以上児童福祉事業に従事した者ということもありますので、今まで児童クラブの指導員をしている方ということも解釈できると思います。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 田中真理子さん。

○議員（17番 田中真理子君） わかりました。必要に応じて、いろんな改善なされていくと思いますけれども、今回、この条例ができたことを生かして、放課後児童クラブの育成に当たってほしいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） これで質疑を終わります。

日程第14. 議案第66号

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第14、議案第66号由布市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑の通告はありませんので、これで質疑を終わります。

日程第15. 議案第67号

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第15、議案第67号由布市職員定数条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。まず14番、溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） 職員定数条例でございますが、消防署の通信指令室配置員の6名増という内容と詳細説明を受けました。その制度的な根拠、また、その6名がどんな仕事をするのか、業務の内容について教えていただきたいと思います。

○議長（工藤 安雄君） 消防長。

○消防長（甲斐 忠君） 消防長です。お答えします。

6名の定数条例で増の振り分けですけれども、本署勤務1係、2係として3名、3名分けます。というのは、通信勤務、常時従事しなければいけませんので、24時間勤務となります。それで、3名、3名というふうに、2交替です。それで行います。

そして、本署の1係、2係の中に組み入れるわけなんです。その3名は通信員として2名、またほかの隊員は欠が出たときに命令等で対応します。と、言いますのは、3名の中に、24時間勤務ですので、休み等が入ってきますので、常時3名というのは難しいわけです。

それと制度的根拠をお示しくださいということですが、制度的というのはないんですけれども、平成20年3月に総務省の消防庁より告示が出まして、消防力の整備指針というのが出ております。

その中に、第33条に通信員というのがありまして、そこにいろいろ書いているんですが、常時通信指令管制業務に従事する職員の数は2人以上とするというのがあります。

それと業務内容ですが、まず緊急通報、119の受け付け、それを受け付けたら、それに対応して各署所への出動命令等、その場で出します。大きく、それに伴って出動した隊員の状況、時系列とかいうのもそこでわかるようになります。

それと、119、緊急通報を受けた場合、例えば、湯布院で救急が出動中である。そしてまた、二次救急があった場合、そのときは通信員が通信指令室で、今、救急車がどこにいるかというのが把握できます。それで、一番近くにいる車両、救急車をそれに対応する出動命令等は出すことができます。というふうなことです。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） 2名以上というのがわかったんですけども、3名になるわけですよね、常時。3名を交替で2回、24時間で想定してやっていると。ところが、制度的根拠を聞いたんですけども、2名以上というところを3名にした。その内訳が、ちょっと今、理解できなかったんです。

それと共に、ちょっと視点が違うんですけども、ずっと私たち、湯布院地域の救急体制で、消防車が1台しかない。観光客、いわゆる交流人口を含めていったら、1日万単位の人口増があるのが現実なんです。ですから、もう1台ぜひ欲しいと。具体的に、先日のSPAマラソンのときに、おっと思ったんです。私、ピストン輸送の駐車場の整備員やってました。そこにいきなり救急車が横断道路から小学校の横をビューッとサイレン鳴らしながら来ました。そして公民館にとまったんです。ところがその数分後にもう1台が、緊急車両、それこそ消防車、2台あったっけ、ビューッとまた来たんです。そして、それは公民館にとまった救急車を抜いて、よそに行つて、ある宿で突然死が起きたから、その通報が来たということで、湯布院に何で2台あるんだろう、で、聞いたら、SPAマラソンやるから、想定として酸欠か何かでゴール後に倒れる人がいるから、そのために庄内の予備を、挟間の予備をもやってきたんだという説明で、ああ、そうかと思ったぐらいなんです。そっちのほうの救急体制は整ってないにもかかわらず、この6名が増員されて通信業務に当たると、これひょっとして補正前の2名だけでもいいんじゃないかなと。それよりも救急車の増を図るべきじゃないかなと考えたんですけども、単純過ぎますかね。

○議長（工藤 安雄君） 消防長。

○消防長（甲斐 忠君） ちょっと説明が悪かったかと思うんですけど、消防力指針の中で2名以上とありますのは、要するに常時に専任する人は2名以上ですよ、だけど、これにあるのは通信勤務に従事する人は3名、5名とか、そこで任命するんですけど、その人数の中に2名は専従者は必ず入れなさいよということです。ですけど、うちのほうとしては、本来は通信指令室をベストに運営するのは常時3名おれば、まあうまく機能はすると思うんですけど、3名常時勤務させるというのは、ちょっと人員的に無理がありますので、2名は必ず欲しいとい

うことでしました。

そして6名というのは、先ほど言いましたように24時間勤務ですので、3名あっても常時3名はいないわけです、通信員に任命した人がですね。1人は休みが（発言する者あり）ということなんです。24時間勤務で、勤務時間というのはあるんですけど丸一日勤務しますので、次の日は休みではなくて明けという感じになります。

それでそれ以外に、今現場隊員が隔日勤務してるんですけど、24時間勤務して、次の日は明けになるんですけど、それ以外に土日の休みが必要になってきます。それが週休というので組み込まれますので、常時、当務、明け、当務、明けでいったらだめなんです。それに週休というのを入れなければいけませんので休みが発生します。それで3名はトータル的に必要であるということです。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） 私の視点はちょっと違うもんで。余りわかり合うことはちょっとできないんですけども。人を助ける救急業務で、指令を出すのは私は1人でいいと思います、署長ですよ、本部で構えている。指令はトップダウンですよ。ここに行け、あっこに行けという、そういうふう理解するんです。具体的に行くのは、署員ですよ。その署員の数が多いい方がいいという理屈を今申し上げているわけです。

通信指令室に6名雇用するのは、当然いいと思います。しかし、具体的に命の危機に瀕している人たちを救うのは現場の救急車の増員が絶対に不可欠です。なおさら湯布院に関しましては、先ほど申し上げましたように、交流人口の多さは全国一ですよ。そこに1台しかない、常備配置の救急車が。これが大問題だと言ってるんです。6名オーケー、しかしもっとふやすべきところがあるじゃないですかということなんです。これは将来構想として考えていらっしゃいますか。

○議長（工藤 安雄君） 消防長。

○消防長（甲斐 忠君） 我々消防の現場のものとしては、人員がふえ、そしてより一層、住民サービスといたらおかしいんですけど、そういうふうに対応できるのは、それはベストでございますけれど、将来的にどうかと言ったら、希望的なことは思ってます。将来的にはですね。ですが、これはちょっと、言っていないかわからないですけど、先ほど言いました消防力の指針というのがあって、救急車の台数というのもあります。ポンプ車とかそれぞれあるんですけど。これの基準になってるのは3万人に1台というふうになっているんです。それはまあ地形とかそういうものも差はあると思うんですけど。ですから、うちは約3万6,000人ですかね。3万6,000人で、はっきり言ったら2台なんですけど、ですが、3台今あります。それで消防力的には救急車は100%、パーセンテージにしてです。これは消防力の指針の答えであって、議員が言われたように、救急車とか、そういうことは十分御理解しております。

○議長（工藤 安雄君） 次に、1番、太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） 溝口議員とちょっと重複する部分はあるかと思えますけれども、質問させていただきます。

6名増員となっておりますが、この増員された方は、通信業務の専従になるのでしょうか。それと、増員されて71名になるんですが、由布市の人口比に対しての消防職員数というのは71名というのは妥当な数字でございましょうか。

○議長（工藤 安雄君） 消防長。

○消防長（甲斐 忠君） 先ほど溝口議員にもお答えしたんですけれど、6名増員というのは、今度増員する人数ではなくて、人ではなくて、6名分は通信指令室の勤務員と任命します。6名分ですね。それと、71名になって由布市の人口比で適正なのかという質問ですが、これも先ほど言いましたように、消防力の指針の中で、人員がどれだけ必要であるとかというのはデータが出ております。それを言いますと、人口面積とか地形とかによって計算の仕方はいろいろあるんですけれど、総合的に見て人員がどれだけ必要ですよというのはあるんですが、今一番問題になっているのは、今ある車両、今持っている救急車、消防車、それとか救助工作車とか、その車両に対してどれだけの人数が要るのかというのは、基準数はこれは参考までに言いますけれど、93名です。これは、車両に対しての人員です。

そして、現在、ここデータが出てるのは62名のときが出てるんですけど、それで比率にすると66.7%ですよということなんですが、今度71名になれば、76.3%になります。しかし、この71名というのは、車両に対してのうちの人員ではありません。先ほど言いましたように通信員、それから予防事務、事務系、それを含めて全ての人員で71名ということになります。以上です。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） すいません、今その6名増員して71名になるんですよ。新しく採用されるわけですよ。その新しく採用された方が通信業務の専従になるんですかっていうことを聞きたいんです。お願い申し上げます。

○議長（工藤 安雄君） 消防長。

○消防長（甲斐 忠君） 先ほどもちょっと発言したんですけれど、今度6名の増員は6名分を通信員として任命するんであって、今度新しく採用した組を通信員としてするではありません。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） 僕の頭が悪いのでよく理解がしがたいんですけども、要はその通信指令員の業務を拡張すると言いますか、充実させるということで、どうしても71名にしなければいけないということで6名増員と。現役の職員の方が通信指令業務の専従になるということ

もあり得るということで理解してよろしいですね、はい、わかりました。

それと、先ほど71名で76.3%という数字というのは、やはりちょっとこう不安な部分もありますので、将来的にも充実できるようなことでお願い申し上げて質問は終わりたいと思います。

○議長（工藤 安雄君） これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

午前10時57分休憩

.....

午前11時09分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開します。

.....

日程第16. 議案第68号

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第16、議案第68号平成26年度由布市一般会計補正予算（第2号）を議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので順次発言を許しますが、歳入全般については、質疑の通告はありませんので、歳出の款別に通告順に行います。

まず2款、総務費について、まず10番、小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 小林華弥子です。2款、これ全部まとめて聞いたほうがいいですね、はい。3項目についてお聞きをしたいと思います。

補正予算書のまず16ページの2款1項6目企画費の3、小規模集落支え合い事業の19節、里のくらし支援事業費補助金ということで380万円増額になっています。概要書を読むと、塚原の防犯灯設置補助金だということで県から300万円を充当しているというふうにありますけれども、これ総事業費が幾らなのかということと、それからこの里のくらし支援事業費という補助事業の内容、具体的にどういう内容で申請をしているのか教えてください。それが1点です。

2点目が、その下、由布市に住みたい事業で、由布市定住促進住宅リフォーム費用補助金が450万円の増額と、仲介手数料50万円の増額ですが、具体的に対象事業の内容、例えば何軒あったのかとか、どこに何軒分なのかというようなことと、それから仲介手数料というのは、これは誰に仲介手数料を出すのかということ、それからこれ市の単費でやっているようなんですけれども、似たような国県補助金みたいな事業は適用されないのかということも教えてください。

2款、3点目が、18ページの地域振興費の4、湯布院地域づくり推進事業の委託費が3,680万円が、設計委託から測量調査に組み替えをしているようですけれども、設計から測量に組み替えた理由、それからこの事業そもそもの、当初でちょっと出ましたけれども今どうい

う状況であるのかということをお教えください。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 総合政策課長。

○総合政策課長（溝口 隆信君） 総合政策課長です。お答えをいたします。

まず、里のくらし事業の補助金でございます。この事業につきましては、大分県の事業でございまして、小規模集落等の対策事業でございまして、名称が「里のくらし支援事業」ということとございまして、総事業費は400万円、概算で400万円ということになってございます。それで県が4分の3で300万円、それから市の負担が5分の1で80万円と、地元が20分の1で20万円負担ということとでございます。

この事業につきましては、ハード・ソフト事業が中心の事業でございまして、要は安心して住み続けられるような集落の維持や活性化の取り組みを強化するための支援事業ということとでございます。

この事業につきましては、塚原地区全体に対しての対象事業となつてございまして、テーマは、暮らしやすい村づくりを進めていくということとございまして、中身が取り組みの内容、事業の内容が、防犯・防災活動をやっていくという中で、防犯灯の新設や、今ある既存の防犯灯のLEDへの変更、それから防犯パトロール対応設置を新たにしますので、パトロールに必要な備品等と、それから観光客さんもうらっしゃいますので、安心安全のまちづくりもこの事業の中に入っていますので、啓発看板等の設置も行うということになってございます。

あわせて、当然、高齢者等の見守り活動やふれあい活動、いわゆる旗による元気の確認とか、そういった事業もこの中に入ってますし、また環境美化活動、いわゆる空き缶拾いや、定期的なごみを拾う活動もソフト事業としてこの事業の内容に入つてございます。

それから、定住促進のリフォーム費は450万円でございますけれども、まずリフォーム費から御説明申し上げますと、これは市の空き家バンクに登録している所有者及び利用者の間で契約が成立した物件のリフォームの費用に補助をするということとございまして、工事費の2分の1、上限100万円ということになってまして、これが4件分でございます。それから、これ今のは売買物件でございまして、賃貸借物件につきましては上限が50万円ということになってございます。

なお、この売買につきましては、売買物件につきましては、4軒あげてございますけれども、そのうちの2軒が今契約が成立しているところとございます。それからもう1軒が今契約を行っている最中とございまして、今、引き合いが来ている物件とございます。この3件ともいずれも庄内町の物件とございます。それから、今1軒は予備ということとございます。それから賃貸借の1軒50万円については、今のところお話は来ておりますけれども予備という形で50万円上

げさせていただいているところでございます。

それから仲介手数料でございますけれども、空き家バンクに登録している物件の所有者及び利用者間で契約が成立して、その際に宅地・建物の取引業に支払った仲介手数料を補助するというところでございまして、売買、賃貸借とも5万円を上限といたしているところでございまして、売買については借り主、買い主ですね、売り主、買い主とも仲介手数料が発生しますので、両方対象になるということと、賃貸借については、要綱上は、貸し主、借り主、両方適用になりますけれども、一般的に今は借り主のみの仲介手数料が発生するというところになっているようでございます。

この分が、売買物件が8名分ということで5万円掛け8名分で40万円でございます。このうちの6軒分につきましては、さっきの売買物件3軒分についてが既にもう決まりつつあるということでございまして、残りの売買の2軒分については予備ということでございます。

それから賃貸借物件の10万円でございますけれども、これは1軒分については、当初予算で組んだ分が今お話が進んでおりまして、この分に充てますので、1軒の5万円については予備というふうなことでお考えいただければというように思っています。

それから、さっきちょっと重複しますが、仲介手数料が誰に補助するのかということなんですけれども、これは今申し上げましたように、住宅情報、要綱に登録している物件の所有者及び利用者に対しては補助するというところでございます。

それから最後に、市の単独事業なのかということでございますけれども、国の補助事業については、この事業は適用されておりませんので、国の補助等はないということでございます。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 湯布院地域振興課長。

○湯布院地域振興課長（加藤 裕三君） 湯布院地域振興課長です。お答えをいたします。

湯布院地域づくり推進事業委託料の3,680万7,000円の設計費から測量調査費への組み替えの理由でございますが、この事業は、25年度事業として、若杉交流館の温泉掘削事業で、昨年度予算で本年度着手をいたしました。現在のところ、予定の深度500メートルまで調査として掘ることができました。しかしながら、残念ながら、想定される温度の温泉までには至っておりません。現在、坑内水が24度という現状であります。深度は500メートルまで達しております。

こうしたことから福岡防衛施設局、並びに県の生活環境企画の温泉班等と協議をいたしまして、掘削坑内の地温等の判断をいたしましたところ、結果的には300メートルの増掘をということで、今回、当初予算に計上いたしましたその温泉館の敷地造成の設計費より温泉掘削の測量調査費のほうに組み替えを計上いたしました。

それから、実現性等の現状はということですが、今申したとおり、深度500メートルで坑内水が24度という結果でしたんですが、地温について400メートルを超えたところから地熱のほうが徐々に上がりつつあります。

今回、300メートルの増掘がどうなのかということがあったんですけど、コントロールボーリングということで、深度200メートルからだんだん徐々に曲げて、目標の掘削位置に行くようにしてたんですが、坑内水が異常に、途中想定していた水がかなりの量があったことが一つありまして、思うようにビットの方向を、要するに曲げることができなくて、想定、掘削位置から70メートル先を500メートルで想定していたんですが、今のところ30メートル程度のところまでしか行っていません。それで一応300メートルある程度掘ると、その70メートルの目標値まで達するということが一つあります。それと坑内地熱温なんですが、400メートルを超えたところで地温勾配というものがありまして。今100メートルごとに5度から7度の温度が上がっている地温の状況があります。そうしたときに、300メートルの増掘をした場合に、当初想定している40度から45度の温泉水が発掘できるという、これはあくまでも想定範囲ですが、そういった調査結果に基づいて変更したところがあります。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） ありがとうございます。詳しくそれぞれ説明していただきましたが、ちょっともう一個、最初からもう一回聞きたいんですけど。里のくらし支援事業費なんですが、県の事業で、今御説明いただいたのが県が4分の3で市が5分の1で地元20分の1って出てるんですが——という御説明があったんですが、すいません。私ちょっと県のホームページで見たら、上限60万円の県が5分の3みたいな里のくらし支援事業って補助メニューがあるんですけど、これと違うのかどうか1点と、ごめんなさい、何回も聞けないのでまとめて聞きます。

それから、これは防犯灯をLEDにかえたり設置したりするだけじゃなくて、その里のくらし事業のメニューとしては、今課長が言われたように、環境美化だとか見守り隊、パトロールだとか見守り隊とかいろんな事業ができるメニューだけれども、実際に塚原でやる事業というのはこれ全部やるんですか。全部やる。何かこれ計画書をいろいろ出してやらなきゃいけないみたいなことになっているんですけど、そういう計画書はもう出て、具体的にその計画内容がもうこれ採択、県でされてた結果が出ているのかということを知りたいと思います。

それから、ごめんなさい、2点目のほうも行きますが、住宅促進リフォーム事業は、軒数と内容がよくわかりました。ただ住宅リフォームのほうは当初予算で150万円つけていましたよね。これはもう使ったというか、あれじゃもう全部使って、さらに4軒で予備が1軒ということなん

ですね。仲介手数料は所有者と利用者に払うけれども、その所有者や利用者が、要するに不動産屋さんには払った手数料を補助するっていう意味合いで、これ皆、不動産屋さんを入れていないのでしょうか、そういう仲介とか売買とか。市が入って売買を直接やったりとかはしていないのか。

それから、国の補助金が入っていないということなんですけれども、これもちょっと県のホームページで調べると、空き家改修でいろんな似たような事業を県内各自治体いろいろやっていて、その中で臼杵と竹田と九重は同じような事業に国の空き家再生推進事業補助金というのを充ててみたいなんですけど、これを充てるということは検討できないのでしょうか。

それから、温泉掘削のほうですけれども、事情はわかりましたが、これ私が総務委員会にいたときにも説明を受けてたんですけれども、若杉で真っすぐ掘っても温泉が出ないから、特例で斜めに掘って行って、泉源があるところまで突いていくんだという相当異例なことをやって、500メートル掘ってみたけどやっぱり出てこなかったと。さらに300メートルやってみるといことなんですけど、これ防衛補助金ですよ。これで出てこなかったらどうするのかという話と、それからこれ、これでもし四十何度まで行ったとしても、さらにまた別にそういう敷地造成の費用がまた4,000万円ぐらいかかるということになるわけですよ。そうすると、その分も防衛補助金が見込めるのかどうか。これ4,000万円、5,000万円、多額な事業費にどんどん膨らんでいっているようなんですけれども、そこまでしてどうしてもあそこにつくり上げなきゃいけない理由があるのかどうか、途中で事業断念という可能性があるのかどうか、教えてください。

○議長（工藤 安雄君） 総合政策課長。

○総合政策課長（溝口 隆信君） まず、里のくらし事業でございますけれども、議員がお調べになったホームページは、多分昨年までのやつでホームページ更新されていないと思います。5分の3から4分の3に補助率がアップいたしております。市の負担は、5分の1でございます。それで、一応県のほうの協議会がございまして、これを採択するための協議会がございまして、先月の終わりに私が行って説明して参って、一応内諾を得ているということになってございます。

それからリフォームの関係でございますけれども、一応仲介手数料については、市が当然直接やる場合もあります。ただし、仲介者を介しないと、いわゆるプロが中に入らないことには、非常にこれは売買とか、宅建業務を持っていないと非常に難しいんですよ。幸い、市内は2社ばかり業者がおりまして、盛んにこういった活動をやっておられますんで、いわゆる民間の方々を活用していただくようなことを考えてございまして、あくまでも仲介者を中心にやっていただくと。例外によっては直接やる場合もあるんですけれども、非常にこれ苦勞しますので、後々問題が起きる可能性がありますので、できるだけ仲介をしてくれというふうな指導をしているところでございます。

それから、国の補助金でございますけれども、これは要綱が、うちの要綱が5年以内定住者ということにいたしておりますので、国のその辺の基準が合致しない、恐らく国は多分10年以内の定住というふうな要綱になってたと思います。で、今回該当はうちの場合はしてないと。それから、いわゆる定住促進、単なる定住促進の住宅補助ではなくて、いわゆるモデル的な物件を改修したりするための補助金は、たくさん国の補助事業の中にありますので、そういったメニューも幾つか検討したんですけれども今回は該当しなかったということでございます。

○議長（工藤 安雄君） 湯布院地域振興課長。

○湯布院地域振興課長（加藤 裕三君） お答えをいたします。

まず1点目の出なかったとき、どうなるのかということですが、当然国の補助金でありますし、出なかったと、要するに当初想定していた温泉が出なかった場合には、当然国費は返還ということになると思います。その辺は一応防衛との協議の中でも言われていますので、結果的にですね、今温泉として考えられる成分含めて25度以上ということを確認をしておりますので、今24度の水温ということで一応期待はしていますが、そういうふうと考えております。

それから造成費用をとということで、今後のことなんですが、当然そういった温泉を活用する部分と、この一つの事業の目的として、その費用については、米海兵隊の移転訓練のSACO予算の対象として、日出台演習場に近接する地区の環境整備事業として申請をしているものであります。以前よりその地域が長い間熱望したこともありまして、あわせてその日出台演習場での不測の事態等の関係で、地域住民が一堂に会して、やはり避難できたり、防災拠点の施設としての必要性も含めて申請しているものであります。

以上であります。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 最後、3回目です。里のくらしはわかりました。私のほうはデータが去年で古かったということで。内諾をもらっているということなんですが、多岐にわたる事業をいっぱいリストアップされていて、先ほど課長がいろいろ言われたことが多分計画の中にいっぱい上がっていると思うんですけれど、これが全部できないといけないのか、多分その400万円も一応申請の中で見積もりが出ていると思います。委員会のほうにお出しただいて構わないんですが、その400万円の内訳ですね、防犯灯に幾らかとか、見守り隊の活動に幾らかとか。それでそれが全部できなかつたときに一部返還みたいなことをしなければいけないのかどうかというところだけを。内訳は今言わなくていいので、全部できなかつた場合に返還が必要に、一部返還が必要になるかどうか、教えてください。

それと若杉のほうは、まあわかるんですけれども、非常にこれ危ないというか、こういうことをやり続けると、それで国費返還しなければいけないぐらいであれば、無理矢理でもつぎ込み続

けて補助金使ったほうがいいみたいな判断でどんどんこういう事業費が膨らんでいってしまう事例もあります、過去。見極めるなら見極める、で、そういう施設が必要であれば、温泉掘削は断念をして、そういう施設整備だけに切りかえるとか、結構そういうところの見極めが必要なんではないかなというふうに思いますので、これは今後の検討だと思いますので、委員会でも慎重審議していただいて、そこら辺、考慮していただければということを申し添えたいと思います。総合政策課長だけ1点。

○議長（工藤 安雄君） 総合政策課長。

○総合政策課長（溝口 隆信君） 事業が全部できなかった場合は返還するののかということなんですけれども、基本的にいろんな事業を私申し上げましたんですけれども、このうちの半分ぐらいは、今現在活動としてやってございます。それをさらに磨きをかける分と、あわせて今回は防犯・防災活動、それから地区内の安心安全確保という事業がメインなんですけれども、いわゆるそのハード事業だけでは当然これだめでございます、いわゆる活動をやっていくソフト事業が中心にならないと事業が成立しないということでございますので、恐らくこのうちのその1個が欠けたから補助金の返還というふうなことにはならないだろうというように思っています。

○議長（工藤 安雄君） 次に、7番、甲斐裕一君。

○議員（7番 甲斐 裕一君） 7番、甲斐でございます。1件につきましては、14ページ、2、1、5、7、19の入会地分収交付金事業でございますが、この内容について、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それと16ページの先ほど小林議員が質疑いたしました、空き家バンクについての条件、これについて何かお知らせいただきたいと思っております。以上です。

○議長（工藤 安雄君） 契約管理課長。

○契約管理課長（衛藤 公治君） 契約管理課長です。お答えいたします。私からは入会地分収交付金事業について、お答えをさせていただきます。

この内容につきましては、入会地であります湯布院道の駅の西側にあります湯布院町川北899番76・78の土地について、大分自動車道改良工事に伴う資材等仮置き場としての貸し付けに対する使用料が納付されたために覚書による分収交付金割合によりまして、石武ケカチ水植林組合入会権者へ分収交付金として支払うものと、湯布院町川西3178番1ほか5筆の入会地において、県民有林の干ばつ木の処分が行われたことに伴いまして、本年7月に分収交付金が県より市に納付されましたので、その額について、これも覚書による分収交付金割合によりまして、上津々良原野委員会入会権者へ分収交付金として支払うものでございます。

以上、2件の内容について補正をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 総合政策課長。

○総合政策課長（溝口 隆信君） 総合政策課長です。定住促進のいわゆる空き家バンクに登録する要件でございますけれども、その内容が適当であると確認を、申請に基づいて当然我々職員がその場所に行って、そういう、いわゆるその適正の物件かどうかを見極める作業を申請に基づいて行って、最終的に決定するというふうなことになってますので、基本的に今通常でいう、外見から見て、それから中に入って使えるようなものであれば一応登録可能だということにいたしておるところでございます。詳しく、細かく規定はいたしておりますけれども。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 甲斐裕一君。

○議員（7番 甲斐 裕一君） そのバンクでございますけど、申請はどのように受け付けるのか。

○議長（工藤 安雄君） 総合政策課長。

○総合政策課長（溝口 隆信君） 今、ホームページで当然情報を公開してますので、それに基づいて、もしくは直接市役所のほうに連絡があつて、こういうことで登録したいんだがということで見えられたときに、一緒にまず現場に行って物件を確認して、妥当かどうか、適当かどうか判断して登録をして、申請に基づいて登録をしているような状況でございます。

なお、今は10軒登録があるということになってございます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、1番、太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） 小林議員、甲斐議員とかぶるところもあるんですが、質問させていただきます。

議案第68号14ページ、2款1項5目15節です、湯平の温泉場の補助だと思っておりますけれども、これのその緊急性といいますか——はあったのか、補正で組んだ理由というのをお聞かせください。

それと次の16ページ、2款1項6目19節、塚原の里のくらしの分ですね。この分は大体わかったんですけれども、これは地区からの要望があつて反映させたということなんでしょうか。それと概要を見ると防犯灯しか書いておりませんので、そこまでいろんなものが盛り込まれていたということは今わかったんですけれども、防犯灯に関する費用の割合ですね、全体的な金額の割合をお知らせください。

それと、16ページの2款1項6目19節の分は大体わかりましたので結構です。

それと26ページ、4款1項4目（発言する者あり）すいません、いいです。

○議長（工藤 安雄君） 契約管理課長。

○契約管理課長（衛藤 公治君） 契約管理課長です。私からは湯平共同温泉管理事業に対する御質問にお答えをいたします。

このことにつきましては、湯平共同温泉管理組合より、本年6月に湯布院地域振興局を通しまして、共同温泉の管理運営についての要望書が提出をされました。その1つに浴室の内壁の傷みが激しいため修理をしてほしいとの要望がありまして、管理組合、湯布院地域振興局、それから契約管理課で、市の所有する5つの湯平共同温泉の浴室の現状について確認を行いました。

結果につきましては、金の湯、中の湯について、要望書のとおり内壁の腐食が進んで、内壁の全面にカビが生えまして、一部ははがれ落ちたり盛り上がったところがあることを確認をいたしました。

このことを踏まえ、再度三者で協議しまして、壁板の落下による入浴中の事故や衛生面を考えまして、内壁の改修につきましては緊急に対応する必要があると判断しまして、今回の補正をお願いをするということになりました。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 総合政策課長。

○総合政策課長（溝口 隆信君） 塚原の里のくらし事業でございますが、まず、地区からの要望があったのかということでございます。

そうございまして、地区から、一応、この事業について申請できないかということでも要望がございました。

それから、事業の中身でございますけれども、防犯灯設置については、約、この総事業費の60%を占めてございます。変更については、各組、8組ございますけれども、5基から6基をいたすように計画いたしておりまして、その中には、そのほかに消火栓設置箇所や消防小屋や公民館に設置して、10基新設をするということでございます。10基新設で、LEDの変更が63基ぐらいになるということで、割合としては60%前後でございまして、そのほかは備品購入ということで、安心・安全の看板をつくったり、それから、防犯パトロールをやりまして、そのためのジャンパーつくったり帽子つくったり、そういった備品が入って、合計で今のところ概算で400万円ぐらいだろうということでございます。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） 湯平の分、その分はわかりました。緊急性があるということで対応していただけるということでありありがとうございます。

塚原の分、説明いただきまして、大体60%ぐらいが街灯費に当たるということでございますけれども、これというのは、どの地区でも、こういう里のくらしというのに適応できるものなのでしょうか。それとも、その場所が限定されているような補助対象なのでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 総合政策課長。

○総合政策課長（溝口 隆信君） まず、この塚原地区については、いわゆる小規模集落ではない

んですが、小規模集落の範囲が拡大されてきて、いわゆる山村、離島及び辺地もいいですよということになっていまして、塚原は実は辺地でございました。

なので、この事業に適用するというところでございまして、そのほかの地域については、防災安全課が主管しています防犯灯設置事業、これは地元負担が、多分、2分の1だろうと思うんですけども、ということで、これは率が非常にいいということで、今回、申請したということでございます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、4款、衛生費について。まず、2番、野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） 4款につきまして、2項目、主に御質問させていただきます。

まず、26ページ、4、1、4目の13、委託料の予防接種委託と高齢者肺炎委託について、まず、この時期ということと、委託先、どこに委託するのかということと、新たにこの事業で市民に対して、どういうことがプラスアルファになったのか、マイナスになったのかというふうなことから教えてください。

それから、同じく議案第68号、26ページで、合併浄化槽の補助金がかかり入れかえか、組み替えかされているようでございますが、25年度の減額がかかりありました。

当時、私どもも含めまして、同僚議員から予算の調整ができないのかと、単費が非常に余るじゃないかと。補助金申請に該当しない人もいっぱいいるじゃないかというふうなことの議論がありました。

この時期に、この合併浄化槽のこれだけの予算について、内容を具体的に御説明してください。よろしくをお願いします。

○議長（工藤 安雄君） 健康増進課長。

○健康増進課長（河野 尚登君） 健康増進課長です。お答えいたします。

まず、予防接種委託料につきましてですが、水痘の予防接種が、10月から予防接種法施行令改正によりまして定期接種となります。そのために、今回の補正予算に計上させていただいております。

対象者につきましては、生後1歳から3歳未満の方に対して2回接種でございます。ただし、経過措置といたしまして、今年度に限りまして3歳以上5歳未満の方が1回接種できるようになっております。接種料については無料でございます。

それから、高齢者肺炎球菌の予防接種につきましても、10月から定期接種化ということになりましたので、予算計上させていただきました。

対象者につきましては、生年月日で対象者を定めておりますが、基本的には65歳から5歳刻みの方々が対象になります。個人負担金は3,500円でございます。

委託先につきましては、県内他市の医療機関につきましては県医師会、それから市内の医療機

関につきましては郡市医師会のほうに委託契約をいたしております。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 環境課長。

○環境課長（森山 徳章君） 環境課長です。お答えいたします。

4款1項5目2の合併浄化槽補助金増額分でございますが、これは大分川が今年度、県の豊かな水環境創出事業の中で、モデル河川として指定されまして、ついせんだってですけども、豊かな水環境創出ゆふいん会議が設立されたことに伴い、市が1基当たり10万円の上乗せ補助を実施することを条件として、県も同様に1基当たり10万円を上限として補助するもので、1基当たり20万円の上乗せ補助をして、単独浄化槽から合併浄化槽への転換促進を図り、大分川源流域の生活排水処理率の向上を図ろうとするものでございます。

平成25年度は、国・県からの補助金交付決定通知額に基づきまして、当初予算額を調整する減額措置でございましたけれども、今回の1,160万円、58基分につきましては、既に補助金交付決定通知をいただいております、担保されているものについての上乗せ措置分でございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 次に、1番、太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） 野上議員の質問に対しての御説明で十分理解できましたので、結構でございます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、6款農林水産事業費について、2番、野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） 30ページ、6、1、5、農業用施設整備委託料について、この事業の内容と目的、当初予算であったのかもしれませんが、確認のためにお願いします。それと、どういう成果が期待できるのかにつきましてお願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（伊藤 博通君） 農政課長です。お答えをいたします。

本事業におきましては、団体事業などで造成をされました農業用排水路や取水ゲートなどの農業水利施設の有効利用を図り、効率的な機能保全対策を推進することを目的といたしました事業でございます。

また、施設の劣化状況などの調査に基づきまして、補修や補強などの機能保全計画を策定し、この計画に基づきまして、施設の更新や保全対策を実施する事業という内容になっているところでございます。

今回、委託料として補正計上させていただきました内容についてでございます。

年度当初、3カ所の計画書の追加策定業務といたしまして、測量調査費のほうに計上をさせて

いただいております。そのほかに、他事業との調整、そして新たな要望箇所ということで3カ所の要望がございまして、この3カ所の分を新たに今回、追加をしたいということでございます。

それで、測量調査費のほうの108万円を組み替えさせていただきまして、合計302万3,000円といたしましての計画書の追加変更ということをお願いしているところでございます。

それから、本事業につきましては、平成24年度の計画策定、そして25年度から事業実施をいたしたところでございます。25年度につきましては、庄内町柿原の水路改修の実施をいたしたところでございます。

本事業の目的にもございますように、保全機能を充実させ長寿命化を図っていく、低コストに基づいての長寿命化を図っていくということでございまして、水路改修をして柿原のほうも漏水が減ったと。そして、水量の確保ができるようになったと。水路の改修工事についてでございますが、そのほか各種水利施設の工事につきましても、それ相応の今後、効果が見込まれるものと思っております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） わかりました。

今年度、今回、委託料が上がっていますけど、工事費等について、今後、上がってくるのか、当初予算で計上されて、かなり金額が当初予算で計上されておりますけど、工事施工については、計上している分から充当するという理解でよろしゅうございましょうか。確認のために。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（伊藤 博通君） 工事費についてでございます。

もう25年度から今、申し上げましたように工事事業に実施を着手しております。今年度、26年度におきましても、当初予算におきまして計上させていただきまして、工事の着手に、もう取りかかる予定でございます。

それから、今後につきましても、本計画書に基づきまして、診断といいますか調査をした結果、年を経て老朽化の激しい順に、随時、着手をしまっているところでございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 次に、7款商工費について、まず、14番、溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） 32ページになります。7款1項3目組織体制一元化事業で、13節の委託料が286万2,000円ということでございますけれども、その委託先にどんな調査の予算なのかの目的、また内容、そして研究という説明を受けたんですけれども、その研究のまた目的と内容を教えていただきたいと思っております。

○議長（工藤 安雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤 眞二君） 商工観光課長です。お答えいたします。

まず、委託先につきましては、観光に精通したところを選定したいということで考えております。現時点では、どこのことということでは、まだ決まってはございません。

それから、調査の目的と内容ということでございますが、目的においては、本年4月1日に観光新組織が設置されております。そして、一般社団法人由布院温泉観光協会から生野敬嗣さん、行政から商工観光課の高田係長と私の3人体制が整いました。

それで、大分県並びに国の出先であります九州運輸局等々に、新組織に伴うところの概要等々、情報交換に努めてまいりました。その後、半年をかけて、その情報収集に基づくところの新組織の大綱ができました。

今回、お願いしている点は、1点目につきましては、行政と観光7団体が実施している業務内容の調査を行います。これは、行政のスリム化とあわせて新組織が行わなければならない業務を洗い出すものであります。

そして、2点目といたしまして、この調査で得られた資料はさることながら、業務内容が明確になるわけですから、その組織体制の研究ということで、業務内容に応じた予算規模、人員構成など、組織にかかわるものを研究しようということで、2点目となっております。

3点目といたしまして、そういう形で業務内容、組織が確立いたしますと、組織の内容的にいきますと、企業に置きかえますと、役員構成、それから外部監査、情報公開等をどうしていくかというふうなコーディネート関係を3点目といたしております。

そして、それをまとめて一連の業務委託として報告書を提出していただき、さまざまな方に議論ができるたたき台の資料として、1つのものを作り上げる調査研究ということで、今回、予算提案をさせていただいております。

特に、今回、調査研究という費目的な取り扱いをさせていただきましたけれども、皆様方からさまざまな方から業務内容等の聞き取りを行う調査を行い、そして、それが新組織の体制として、どういうふうになじんでくるのかというところを研究していくということがありますから、調査委託業務ではありますけれども、調査研究業務という委託名として予算提案させていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） 内容は、もう理路整然としているんですけども、根本的に組織体制一元化ということは、既に多元化している組織を一元化することじゃないかと思えます。

今、説明受けましたけれども、行政と7団体の関連の観光組織、観光業組織ですかね、関連組織ですね。そのスリム化ということを目的と内容とするならば、この取りまとめといいますかスリム化である限り、もう一個、こうやってふやすというのは、逆行するんじゃないんでしょうか。そのあたりの説明が、私、ちょっと矛盾を感じたんですけれども、どういう意味合いでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤 眞二君） 商工観光課長です。お答えいたします。

先ほど申しました組織体制一元化ということで、本年の4月から観光新組織ということで、行政のしなければならない業務、それから、今、7団体の方々とかかわっているわけなんですけれども、この観光施策を伴うところの皆様方、そうしたときに、今、商工観光課で、市の施策を、観光施策をいろんな形で議論しながらやっているんでございますけれども、なかなかその調整がうまくなし得ないという現実もございます。

それで、4月1日から組織体制一元化というふうな形で、皆様方とよりよい観光施策を運営していくためには、今後、どうしたらいいのかなということで立ち上げて、取り組みを行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） だから、調査研究する主体は、あくまでも行政が握るべきでありまして、委託という形で投げってしまうのはいかがなものかと思えます。

実際に、その緊急性とか目的、一元化をなすんだというお気持ちがあるならば、あえて委託などをせずに、行政なりの、行政の考え方を打ち出して、それを7団体へ投げかけて協議してもらって、そして、その協議の結果、一元化をなし遂げようとする筋道をつくるべきじゃないかと思うんですけれど、そういう構想はないんでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤 眞二君） 商工観光課長です。お答えいたします。

議員さん、今、言われましたように、確かに民間の方々、観光に精通した方にお問い合わせのわけですけれども、それはあくまでも取りまとめということで、先ほども申しましたように由布院温泉観光協会のほうから生野敬嗣さん、そしてうちの高田、そして私という3人体制でいろんな議論をして、それを投げ込んでいきますから、丸投げをして仕上げるということでは決してございませんので、その辺のところは御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、17番、田中真理子さん。

○議員（17番 田中真理子君） 同じようなことですが、わかったかわからないのかちょっと

あれなんですけれども、その目的そのものは、行政とその7団体の観光の組織の人たちと、どういふふうによく調整をとって観光を進めていくかということによろしいのでしょうか。いいですか、それで、はい。

そうすると、もう少し、この委託料を286万2,000円、出した分について、もう少し内容がはっきりしているといいんじゃないかなと思ったんですよ。

観光をどうするかというと、専門家のその7団体の組織の人もいらっしゃるの、私も、その人たちと課長と話されたら、別にどこの委託先になるかわからないとか言わなくてもいいんじゃないかなと思ったんですが、もう私はいいです、今ので。大体聞いてわかりましたので頑張ってください。

○議長（工藤 安雄君） 次に、2番、野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） 溝口議員と同じような内容の質問でございますが、特に今回、この2つの補正予算につきましては、当初予算で計上されていたような記憶がございます。

あえてこの時期に予算計上で追加補正で来ているのが、特別旅費関係が2つの事業になります。それと委託料、それらを含めまして、この観光振興整備事業と組織体制一元化事業についての当初予算計上と今回、補正予算の関連。なぜ、当初予算の中で今回の予算が充当できなかったのか、予算組んでなかったからできなかったんでしょうけど、その範囲で十分な予算が組まれていたんじゃないかなというふうなことを思いますので、その関連について教えてください。

それから、25年度で組織一元化がスタートしました。今、観光課長が何度も言っていました、3名で事務の推移を図っていると。今後、委託をして、その成果を出していきたい。この一元化事業は、いつできる可能性を目指しているのかというふうなことと、この26年度の6カ月間の事業経過について教えてください。

同じく、特別旅費の参加の具体的な状況がわかっているならば、参加者名簿とか、どういうことをどう視察するんだと。むしろ、由布市、由布院の観光っていうのは、全国に先駆けた先進地ではなかろうかと。よその町まで行かなくても、インターネットで見ることができるんじゃないかというふうなことも。

それから、観光協会の補助金、これも当初予算で観光協会に補助金、出しておりましたが、今回もまた、観光協会の補助金が100万円弱あります。これについて具体的な案について教えてください。

○議長（工藤 安雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤 眞二君） 商工観光課長です。お答えいたします。

まず、観光振興整備事業の旅費、特別旅費4万円でございますが、観光振興整備事業予算は観光宣伝の旅費、職員の旅費でございますが、新聞・雑誌等への情報発信、それから、ここにござ

いますように、由布市観光協会、由布院温泉観光協会、湯平温泉観光協会、塚原高原観光協会、庄内町観光協会、由布川溪谷観光協会への補助金などで構成をさせていただきます。

今回、この4万円につきましては、当初、当初予算のほうで職員日当を組み上げていたんですけれども、それが予算消化をしてしまいましたから、今回、職員の日当、県外日当を向こう10月以降、約6か月間の日当を2,000円、2名分を4万円ということでお願いしているものでございます。

同じく、それに伴います14節の通行料、駐車場料金の7万9,000円をお願いしているものでございます。

19の負担金、観光協会補助金99万2,000円につきましては、全国主要都市に、東京、大阪、名古屋、広島、福岡という5カ所を想定してございます。

そこで、由布市全体の各地域の魅力を、それぞれおのおの観光協会の地域のカリスマというような形で、地域の観光協会の方をお願いするものでございます。

そして、観光協会補助金という書き方をさせていただきますが、これにつきましては、由布市観光協会、会長が市長でございますが、そこに補助金として交付を行い、各観光協会の方々に参加をしていただいて、全国主要都市に出向いて行って、そして、それぞれの情報発信をしていただく。

そして、組み合わせといたしましては、5カ所を観光協会3団体で組み合わせをさせていただきます。そして、キャンペーンレディに職員1名ということで、総隊5名で予定をさせていただきます。

そして、訪問先等々につきましては、各主要都市にございます大分県の各事務所と調整を行って実施する予定でございます。

以上でございます。（「組織」と呼ぶ者あり）

大変失礼いたしました。

組織一元化事業についてでございますが、いつできるのかということから御説明をさせていただきます。

今回、補正でお願いしてございますのは、当初予算で3名の旅費、大分県を含めたところの情報収集ということで旅費を組まさせていただきました。今回、26万9,000円につきましては、準備室の3名の東京観光庁等に行く特別旅費でございます。

それから、委託費の286万2,000円の提案にございますが、これについては先ほどの委託料でございます。そして、それに伴いますところの14節の通行料をお願いしているところでございます。

半年間の成果でございますが、まず大分県に伺い、九州運輸局にそして伺って、情報交換と情報収集、由布市のほうで新たな組織ということで、行政主導で立ち上がりましたというふうな情報交換と、全国的にこういった取り組みのあるところということで、情報をいただきました。

北海道の弟子屈、それから温泉まちづくり研究会、それから長野県松本、そういうところに行かせていただいて、主眼的には温泉地で、そして民も官もなく元気なところで、どういった形でさまざまな事業に取り組んでいる、その財源は何だというようなことを踏まえて調整をさせていただきます。

そうしたときに大綱ができ上がりましたので、その大綱を今回、取りまとめの委託費をお願いしているものでございます。

そして、今現在では、27年、来年の4月1日から混乱を及ぼすといけませんので、試験運用というような形で取り組みたいなということで、それに伴って事務調整を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） わかりました。本当に豊かな観光予算かなというふうなことを感じます。他の事案につきましても、やっぱり懸命に他産業でも頑張っている事業の中で、観光予算につきましては、このように観光庁まで行って一元化のことは見てくると。

今、インターネットの時代でございますが、こういうことで不可能だったのかなというふうなことは、私だけが疑問に思っているのではなかろうかなと思っております。かねてから言っておりますが、市民サイドに立った観光行政について期待をして終わります。

○議長（工藤 安雄君） 次に、8款土木費について。2番、野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） 32ページ、8款2項1目道路維持費の6,000万円の工事請負費についてお尋ねします。

この時期に6,000万円の単費、大変な金額だろうというふうに思っておりますが、6,000万円の根拠につきまして教えてください。

それから、当初予算との調整、関連についてはいかがだったのでしょうか。それから、調査設計は、この6,000万円に対する調査設計というのがないようでございますが、よろしいのでしょうか。

それから、3月議会でも私、聞きましたが、建設事業の中で繰り越し事業が非常に多ございました。そのときの答弁で、8月、9月ぐらいまでは、前年の事業で精いっぱいだというふうなことも聞いておりますが、この6,000万円は、今後、年度内に使うことが可能なのか等を含めまして、今の3つ、4つの質問についてお願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 建設課長。

○建設課長（平松 康典君） 建設課長です。お答えいたします。

○議長（工藤 安雄君） ちょっとお待ちください。（発言する者あり）

○議員（2番 野上 安一君） 申し訳ございません、もう一つありました。

同じく34ページの8款2項2目の15、工事費の事業場所と計画内容について教えてください。

以上です。済みません。

○議長（工藤 安雄君） 建設課長。

○建設課長（平松 康典君） 建設課長です。お答えいたします。

まず、この時期に6,000万円の根拠ということですが、7月末時点での執行状況は、設計が完了しているものを含めまして45件、5,600万円余りございます。

また、これまでに自治区や自治委員連合会から提出をされている要望箇所、早急に取り組む必要があると判断される箇所が29件、7,000万円ほどございます。

さらに、各地域振興課で対応している維持事業が不足状態となっております。その増額分として900万円、合計で1億3,500万円となっております。この1億3,500万円から当初予算で計上されている7,500万円を差し引いた不足額6,000万円を今回の補正でお願いをしているところでございます。

次に、当初予算との関連ですが、当初予算額は7,500万円でございます。内訳は、各地域振興課が行っているもの600万円ですが、その3地域振興分1,800万円、それから、建設課分が5,700万円、合計が7,500万円となっております。

先ほど申しましたように、7月末時点での執行状況は、設計が完了しているものを含めて45件、5,600万円となっております。

それから、調査測量設計ですが、測量設計は建設課の職員で対応する予定でございます。それから、年度内完了になるのかという御質問ですが、年度内完成に向け努力をしていく覚悟でございます。少なくとも未契約繰り越しにはならないように、努めていきたいというふうに考えております。

それから、担当課の事業執行の負担はないのかということですが、建設課に今、工務係は9名でございます。大変厳しい状況にはあると思いますが、頑張っていきたいというふうに思っております。

それから、時間が許せば、私も図面を描いていきたいなというふうに思っております。

次に、工事請負費の事業場所と計画内容でございますが、工事請負費5,380万円のうち880万円は、市道畑線の工事請負費でございます。市道庄内湯平線から畑グラウンドに通じる新設の道路でございます。

事業概要ですが、防衛事業の調整交付金の2次配分が確定したことによりまして、附帯工事、照明灯の移設や防護柵の追加施工を行いまして、早期完成を図ってまいりたいというふうに考え

ております。

残りの4,500万円ですが、中釣鶴見岳線の工事請負費でございます。塚原から県道別府一宮線に通じる、通称エコーラインと呼ばれている路線でございます。事業概要ですが、表層工の打ちかえによる舗装補修工事でございます。平成25年度に940メートルを実施しておりまして、残りの1,400メートルを本年度実施したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） 確認のためお聞きしますが、例年、こういう6,000万円、7,000万円というのが、この時期に単費として市道整備に予算充当がされていたのか、確認のためお聞かせください。

○議長（工藤 安雄君） 建設課長。

○建設課長（平松 康典君） お答えいたします。

当初編成時に、おおむね1億5,000万円の要求をしておりましたが、執行状況等を見ながら、補正で対応したいとの財政当局のお話がありました。それで今回、このような補正をお願いするところでございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） 再度、御確認しますけど、今回、こういうふうな6,000万円の単費の補正っていうのは、異例なことという解釈をしているのか、建設課長、教えてください。

○議長（工藤 安雄君） 建設課長。

○建設課長（平松 康典君） お答えいたします。

当初から、ある程度の要望がございました。それに応えるべく要求したんですが、それが実らなかったということで、今回、補正でお願いするものでございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 次に、10款教育費について。まず、10番、小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 2点、お聞きします。

36ページと38ページで、学校運営協議会委員の報酬が上がっています。

先ほど、議案第66号で条例の一部改正を上げていたのに伴う予算化だと思いますが、学校運営協議会が新しく挟間中学校と小学校に設置されるということだと思んですけども、この予算の上げ方なんですけど、小学校の分は36ページで、教育指導費で上がっているんですけど、中学校の分は38ページで中学校費で上げているということで、小学校の分と中学校の分の上げる費目が別々に上げているのはなぜでしょうか。

それから、この学校運営協議会というのは、小学校のと中学校のと、同じ一つの協議会なのか別々に設置をしているのか。委員というのは別々に選ぶのか。別々にもし選ぶ場合は、例えば兼務しているような人がいるのかどうかということ。

それから、その中学校費のほうで学校評議会というのがあって、学校の評議員の報酬が削減されていますが、この学校運営協議会ができることと、これまであった学校評議会評議員さんたちの活動ってというのはどうなるのでしょうか。

2点目は、その下の一番下の社会教育費の公民館費、中央公民館の修繕費の271万5,000円、具体的な修繕内容を教えてください。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 学校教育課長。

○学校教育課長（奈須 千明君） 学校教育課長です。お答えします。

学校運営協議会委員の報酬につきましては、議員御指摘のように、ことしの10月から、由布川小学校と挾間中学校で学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールを導入することに対応するためのものがございます。

由布川小学校は、国の補助事業としてコミュニティ・スクール導入促進の事業を実施しているため、教育総務費に予算計上しております。

挾間中学校は、補助事業として実施していないために、中学校費の学校管理費に予算計上しております。

由布川小学校及びその他の学校も、補助事業が終了した後は、学校管理費の報酬に予算計上していくこととなります。

なお、教育総務費、教育方針推進事業のコミュニティ・スクール推進員謝金及び中学校費、学校管理事業の学校評議員の報酬は減額補正していますが、謝金単価及び委員の増員に伴いまして増額要求をさせていただいております。

委員構成につきましては、学校評議員と学校運営協議会委員は、職務や権限が異なることから、必ずしも同じメンバーである必要はありません。しかし、今回は、由布市として初めての導入であることや、年度途中の設置であることなどを考慮し、円滑な移行のために、学校評議員がそのまま学校運営協議会委員となっているケースがほとんどで、そのほかに新たな委員も含めまして、委員がふえた形で構成をされております。

由布市は、学校評議員と学校運営協議会のどちらか一方しか設置しないことにしております、学校評議員と学校運営協議会委員を兼務する方はおりません。委員の御質問であります、委員につきましては、学校ごとに校長の推薦により教育委員会が任命をすることにしております。

中学校の学校評議員についてであります、挾間中学校は、学校運営協議会制度を10月から導入

するという事で、導入後は学校評議員を廃止し、学校運営協議会へ移行することとなります。そのほかの中学校も準備が整い次第、学校運営協議会へ随時、移行していく予定であります。以上です。

○議長（工藤 安雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤 幸治君） 社会教育課長です。お答えします。

中央公民館事業の修繕費の補正についてですが、はさま未来館3階文化ホールの電動式移動観覧席の動力シャフト等の部品交換修理と、気中区分開閉器、通称PAS（パス）といいますが、交換等です。

電動式移動観覧席については、階段席部分の椅子を立ち上げる動力シャフトが経年劣化等により、動力シャフトに亀裂が生じるおそれがあり、7月にも1列、6席分の動力シャフトに亀裂が生じ、現在、使用できない状態となっております。同様に、他の動力シャフトにも亀裂が生じるおそれがあり、故障して使用できなくなる前に交換をしたいということでございます。

文化ホールは、昨年度、年間857回の利用があり、そのうち可動席を必要とする文化ホールとしての利用が230回あり、その都度、可動席の出し入れ作業を行っているため、機器への負荷も多くなることが予想されています。

次に、気中区分開閉器、先ほど申しました通称PAS（PAS）の交換ですが、挾間公民館の敷地内、国道側でございます。本年、月の定期点検の折に、委託業者から指摘されたもので、この開閉器は電力会社と高压需要家の責任分界点の役割を果たす電力回路、電力機器の正常動作時の電路を開閉する電力機器です。

九電からはさま未来館へ引き込まれた、はさま未来館国道側、先ほど言いましたが、設置されている電柱に設置された電気機器で、平成11年に設置されたもので、推奨寿命10年のところ15年を経過しており、万が一、開閉器の故障により停電が発生した場合、はさま未来館のみならず周辺地域の停電等の影響も可能性として懸念されます。

そのような事態を回避するためにも、早期の交換が必要ということでございますので、補正に上げさせていただきます。

総修繕費ですが、当初予算500万円でございます、今回、271万5,000円を補正させていただきます、771万5,000円という修繕費になります。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） わかりましたというかわからないんですけど、学校評議、由布川小学校のほうは国の補助事業が入っているから、こっちの教育指導費で上げるっていう意味がわからないんですけど、この学校運営協議会委員の運営の費用そのものは全部一般財源ですよ。

この謝金を国の補助金から出すわけではないんですよ。

その由布川小学校そのものが、別の国の補助事業を受けている学校だというのはわかるんですけど、その学校運営協議会の設置そのものに直接、国費が入るわけではないのに、この費目を変えなきゃいけないというのがちょっとよくわからないので、そこをもう一度、説明していただきたいのと。

あと、挾間中学校のほうは、学校運営協議会が設置されたら学校評議会のほうは廃止するという方向で、これ、由布川小学校のほうは学校評議会というのはあるんでしょうか。で、そっちらも廃止するののかということなんです。

それから、今の公民館なんですけど、未来館の細かく説明いただいたの、わかるんですけど、これ、中央公民館事業の修繕費で上げているのはなぜかと。挾間公民館事業費の修繕費で上げるべきではないかというところが一点と、当初の500万円はもう使い切ったから上げているんだと思う。当初の500万円は、未来館の修繕に充てたのかどうか教えてください。

○議長（工藤 安雄君） 学校教育課長。

○学校教育課長（奈須 千明君） 学校教育課長です。お答えします。

由布川小学校の学校運営協議会委員につきましては、現行補助金、国の補助を使っておりますのは、コミュニティ・スクールに導入するための研究費ということで、推進委員ということで、今回と同じ人数で研究調査をしております。

その分が、国の補助対象となっております、この事業が年度途中で、この制度に移行したときにも、今度、謝金から報酬に組み替えて、この制度で、この事業がある限りは、この補助事業を使つての対象になります。

それから、学校運営協議会委員と評議員ですが、同時に置くことも可能なわけですが、実情に応じて選択していくということが適切であるというふうに考えておまして、由布市では学校運営協議会制度に移行しましたら、学校評議員はやめるように考えております。

人数的には学校評議員が5人程度でしたが、学校運営協議会委員につきましては学校の規模に応じて6人とか10人というふうにするように考えております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤 幸治君） 社会教育課長です。お答えします。

なぜ、中央公民館費で上がっているのかという件につきましては、以前からお話があったかと思えますけれど、修繕費をそれぞれの公民館で計上すると、予算が限られた中で、突発的な事故が多く、平成22年度から迅速な対応をするため、まとめて中央公民館費に計上させていただいておるといふことでございます。

それと、使い切ったかと申しますと、あと180万円そこらありますけれど、まだまだ未来館のバッテリー交換等を予定しているものがありまして、今回、補正させていただくようになっております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） わかりましたが、修繕費は一括して上げるということですが、当初で、まだ挾間公民館修繕費、庄内公民館修繕費、川西公民館修繕費、それぞれ費目が残っているんですね。費目が残っているの、こっちで上げるべきじゃないかってことだったんですけど、その費目が、まとめたとおっしゃっていますけど、当初ではそれぞれの公民館事業費に修繕費というのが予算化されているようなんですが。（発言する者あり）

○議長（工藤 安雄君） 次に、2番、野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） 38ページ、10款3目1、学校支援事業について、19の全国競技大会等の出場補助金につきまして、財政課長から説明いただきましたが、本補助金の柔軟な支援ということで、市内出身の高校生、特に地元の由布高校で競技大会出場のみならず全国大会で優勝、あるいは日本大会で優勝している子どもたちもおりますし、郷土神楽なんかも、全国大会で優秀な成績をおさめておりますが、もちろん、これは由布市内の小中学校をメインにしているんだろうと思いますけど、それ以上に準じる高校生、特に由布高校の高校生が活躍しておりますが、こういう人たちに補助金というのは、この中に入っているんでしょうか、確認のためにお聞きします。

○議長（工藤 安雄君） 学校教育課長。

○学校教育課長（奈須 千明君） 学校教育課長です。お答えします。

全国競技大会等の出場補助金につきましては、議員も今、お話にありましたように、由布市立小中学校各種大会出場補助金交付要綱の規定に基づいて補助するものです。

この要綱では、由布市立の小中学校が、学校教育の一環として行う体育活動及び文化芸術活動に参加する者が、各種大会に出場する場合に要する経費を補助金として交付することになっております。

そういうことで、現時点では、高校生に対する支援について制度がございませんので、市内出身の高校生等に対する支援はできない状況となっております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） わかりました。今後、何かの機会、少なくとも由布高校の由布市出身の高校生が全国レベルで活躍する場合は、何か柔軟な対応ができればというふうに希望し

ます。

終わります。

○議長（工藤 安雄君） 次に、7番、甲斐裕一君。

○議員（7番 甲斐 裕一君） 小林議員と同一質問でございましたので、わかりました。

○議長（工藤 安雄君） これで、議案第68号の質疑を終わります。

日程第17. 議案第69号

日程第18. 議案第70号

日程第19. 議案第71号

日程第20. 議案第72号

日程第21. 議案第73号

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第17、議案第69号平成26年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から、日程第21、議案第73号平成26年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）まで、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第22. 議案第74号

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第22、議案第74号平成26年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。10番、小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 温泉館特別会計の補正で、9ページの修繕費121万6,000円の具体的な修繕内容と補正で上げている理由を教えてください。

○議長（工藤 安雄君） 健康増進課長。

○健康増進課長（河野 尚登君） 健康増進課長です。お答えいたします。

今回の修繕内容につきましては、多目的ホールの横にあります倉庫の屋根修理、それからプール上部の屋根窓開閉器の修理、それからロビーの天窓ワイヤー交換などが主な修繕内容となっております。

26年度中の修繕費総額、今回の補正予算が通りましたならば、合計で420万円という金額になると思います。

なぜ補正に組んだかということですが、温泉館の25年度決算に伴いまして、121万7,000円の益が出ております。その分を今年度、昨年度から、この修繕費に充てさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 当初、344万円組んでいたのですが、あわせて460万円だと思
うんですけど、それはまだ使っていないで、今回のこの修繕を全部一括して出すということな
らうのでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 健康増進課長。

○健康増進課長（河野 尚登君） 現在まで、当初予算で15件の修繕箇所がございます。その箇
所のうち5カ所、現在、完了しております。

温泉館につきましては、休館日がございます。その休館日に合わせまして、館長が計画的に修
繕のほうをお願いしているところでございます。

今回、新たに6カ所、合わせて21カ所の修繕箇所が見つっておりますので、今後、利用者
の御迷惑にならないように、計画的に実施をしていくということでございます。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） これで質疑を終わります。

認定第1号及び認定第2号の認定2件、議案第62号から議案第74号までの議案13件について
は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管
の常任委員会及び決算特別委員会に付託いたします。

各委員会での慎重審査をお願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は、9月19日午前10時から、各委員長報告、討論、採決を行います。本日は
これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後0時32分散会
